

令和5年度第2回山陽小野田市文化財審議会 議事録

- 日 時 令和5年11月21日(火曜日)午後1時30分から午後3時まで
- 場 所 山陽小野田市青年の家図書室
- 出席委員 磯部吉秀委員、瀬口哲義委員、田畑直彦委員、土井浩委員、畠中茂朗委員、山本明史委員
- オブザーバー 特定非営利活動法人山口県樹木医会 理事 戸坂隆男樹木医
- 事務局 市教育委員会 藤山教育部長、矢野社会教育課長、安藤課長補佐、石田係長、市歴史民俗資料館 若山館長
- 会議次第
 - 1 開会のことば
 - 2 教育部長あいさつ
 - 3 議 題
 - (1) 市指定文化財「糸根の松原」の指定範囲について
 - 1 現地での状況報告
 - 2 樹木医より調査報告
 - 3 文化財審議会への諮問について
 - (2) 国史跡「浜五挺唐樋」保存活用計画策定について
 - 4 その他

開会

事務局

皆様こんにちは。本日は埴生の青年の家までお越しいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回山陽小野田市文化財審議会を開催いたします。議事に入るまで司会を務めます社会教育課の安藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は山陽小野田市執行機関の附属機関に属しますので、会議の公開に関する要綱により、議事録をホームページにて公表させていただきます。本会議の成立について、本審議会規則第3条第3項にありますように、委員様6名のうち本日は6名の御出席をいただいております。本会議が成立いたしますことをお伝えいたします。それでは次第に沿って進めてまいります。

教育部長挨拶

事務局

次第2教育部長挨拶、藤山教育部長が御挨拶を申し上げます。

教育部長

皆さんこんにちは。座って失礼いたします。数日前の寒さが嘘のように、温かい日差しも入ってきております。寒い中、この会議室での開催が難しいのではないかと思いつつも、開くことが出来て良かったです。本日は大変お忙しい中でございますけども、御出席いただきまして誠にありがとうございます。令和5年第2回山陽小野田市文化財審議会開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず市文化財審議会の2回目につきましては、例年は年が明けての開催としておりますが、今年度は浜五挺唐樋保存活用計画を年度末までに策定しなければならないという事情もございまして、少し早いですが、11月に開催させていただきました。あわせて第1回の文化財審議会の際に、委員の皆様にご説明しましたとおり、現在この青年の家を含めた、ここ糸根地区公園について新たな公園整備の計画が進んでおります。このような状況を踏まえ、本日は2件御審議いただきたいと思っております。

1件目は市指定文化財、糸根の松原の指定範囲についてであります。本日は糸根の松原に隣接する青年の家を会場としておりますので、実際に糸根の松原の現状を確認していただくとともに、本日お招きしております戸坂樹木医さんより専門的なお立場の、御意見を頂戴することとしております。よろしくお願いいたします。2点目につきましては、10月に開催いたしました浜五挺唐樋保存活用計画策定委員会でお諮りした内容を、地元審議会委員の皆様へ報告し、御意見を頂戴したいと考えております。また最近の文化財の動きでございますけども、11月12日に開催されました、厚狭秋祭りにおきまして4年ぶりに、市の無形民俗文化財である古式行事を披露することが出来ました。大人が行う大行事、子どもが行う小行事の奴が厚狭商店街の町筋を独特の掛け声と踊りの所作をしながら練り歩いた後に、厚狭天満宮の神殿に奉納をいたしました。今後地域の歴史、伝統文化につきましても、後世に残し、引き継いでいけるよう努めてまいりたいと存じております。最後になりますが、現在歴史民俗資料館におきまして御手元に資料でございますけども、企画展の古文書に見る惣社八幡宮を開催しております。会期は12月26日までとなっております。歴史民俗資料館の館長もおりますのでぜひ会いに来ていただければと思います。私の挨拶とさせていただきます本日どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

議題

事務局

それでは、議題に入ります。本審議会規則第3条第2項にありますように、会議の議長は、会長をもって充てるとございますので、ここからは、田畑会長に議長をお願いいたします。

田畑会長

よろしくお願いいたします。それでは早速、議題の方に入りたいと思います。まず(1)市指定文化財の糸根の松原の指定範囲についてです。今回も事務局より、皆様に事前に資料配付がありまして、各委員の皆様も事前に御一読されていることかと思っております。本日は先ほどご説明がありましたように、この後糸根の松原の現地視察とともに、実際にその松原を見ていただいた後に、樹木医の戸坂隆男様から御意見いただく予定にしています。またその後には糸根の松原の指定範囲について、皆様からの御意見をいただきます。それではまず糸根の松原の現状について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

では御説明させていただきます。御手元に事前配布をいたしました山陽町指定文化財の指定について答申という、資料を御手元に御用意をお願いいたします。この糸根の松原は、古く歴史の中にも登場してくるもので、瀬戸内海に住む人々の暮らしの中に強く密着して生きています。戦争と戦後の高度経済成長の過程で、干拓や埋立て、護岸工事、当時国道2号線であった道路の拡幅整備と、遊園地や公共施設の建設など、既に昔のクロマツの美しい林の景観から大きく姿を変えています。こちらの答申の資料に基づきまして、平成2年11月29日に市指定天然記念物に指定された、この糸根の松原、当時の状態は、1万2000平方メートルの指定範囲の中にクロマツの成木が約90本生育していました。先ほどの答申の資料の1番後ろの資料を御覧ください。平面図をつけておりますが、指定当時の算出根拠となる図面となっております。白黒で分かりにくいかと思いますが、少し太めになっている線が引かれている内側が指定範囲となっております。それぞれ番号が付してありますが、それがトータルで90本ございました。指定当時からマツクイムシなどによる、虫害も進行していたため、クロマツの生育についてこれ以上悪化させないように保護していくということが課題でした。現在は、伐採したクロマツもあるものの、公園管理担当部署である都市計画課が定期的にクロマツに薬剤の樹幹注入をして、クロマツについて保護管理を進めております。そのほかご覧いただいている図の天文館から東側北側に群生しております地域については、旧遊園地の歩道や公共施設に関わる舗装や石積みがあり、クロマツの生育の妨げになっているものもございます。後ほど現地にて、実際に見ていただきたいと思っております。

このたび指定範囲から一部解除を検討している箇所については、諮問の資料を御覧ください。諮問案の3枚目の紙に、現在の指定範囲から、指定範囲を解除するこちらの図で、こちらの図をつけておりますので御覧ください。この赤で示している箇所については、現在、クロマツが群生している場所ではございません。道側から見て、右手側の指定時から公共施設に入るための進入口として使用されている場所であり、クロマツは生育していない箇所でございます。ですが現在の山陽消防署植生出張所側、今この1、2と付してある二本が大変立派なクロマツに成長しており、そちらについては指定範囲から外さない予定にしております。そのため、この赤い指定範囲を解除するとなりますと、現在の指定範囲が分断される形になります。現状は今の御説明のとおりです。お願いいたします。

田畑会長

ありがとうございました。それでは続きまして、戸坂様より松の木についてご助言をいただきたいと思
います。よろしく願いいたします。

戸坂樹木医

はい。山口県樹木医会の戸坂と申します。よろしく願いいたします。山陽小野田市には、非常にす
ばらしい糸根の松林があります。また山陽小野田市の繁華街、小野田工業高校の上にある公園の松も
非常によく管理されており、市の管理としては良い管理をされているとっております。この度、開発に伴
う、松の状態や生育、樹勢に関して調査の御依頼がありまして、この後は現地視察もあります。調査報告
書をご覧いただければとおわかりいただけると思いますが、松の管理の中で1番怖いのは、先ほど言わ
れました、マツクイムシという虫の駆除や、この感染です。これにいかに対応していくのかということが、松
を保存する技術だと思います。長年、松の樹幹注入という薬を注入する対応が行われてきました。その
薬は、人体を害するサナダムシなどの虫を駆除する蟻虫剤をヒントにして、木については線虫を駆除す
る薬を開発して現在まで使われてきています。耐用年数が6年や8年と言われますが、木の管理にあ
たっては、6年とか8年の間に担当者も変わってしまうこともありますので、この点は今後管理していく上
でのポイントではないかとっております。過去に樹幹注入をしたものの中には、木の形成層というところ
があるのですが、技術的なことから形成層に薬が入り込んで樹皮が痛み、空洞になっていたり木が痛ん
でいたりすることが、ほとんどではないかと思っております。その点をいかに観察していくかというところが一
つの目安ではないかと思っております。公園整備によって、枯れてしまうこともあるかもしれませんが、木の健
康状態によって風や雨、あるいは地盤などの現地変更によって倒木などの危険な状態にならないように
管理していかなければならないと思っております。

現状を調査したところ、過去の樹幹注入で傷口が出来て、中が痛んでいるというのがほとんどです。そ
の傷口をいかに毎年観察して危険度を見ることが大事です。また地盤改良で周辺の修景が変わったり、
高低差が変わったりする場合の工事においては、専門家が立ち入って木に害がないような変更や設計
をすることが大事ではないかと思っております。いずれにしても、公園に遊びに来られた人たちに倒木に
よる害があっては絶対ならないことだと思います。そのために開発とかその修景にあたっては、安全につ
いて一つ踏み込んで行っていただければと思っております。僕が健康状態調べたものは、皆様の御手
元にあると思います。それを参考にまた、ご不明な点があれば説明します。よろしいでしょうか。

事務局

際立って診断カルテ(A)(B)(C)でお伝えしなければならないことがあればお願いします。

戸坂樹木医

診断した結果、傾きとか、安定して立っているか、根本周辺が傷つけられて腐朽しているか、幹が腐
朽していることは書いてありますが、至って健康状態は健康で皆良いのではないかとと思っております。
現在のところは、それは問題ないと思っております。今後の公園をつくられて公園管理には、定期的な樹
木観察のパトロールを行われてはどうかと思っております。

田畑会長

はい。戸坂様ありがとうございました。それでは委員の皆様より御質問、御意見ありましたらお願いいた
します。

委員

失礼します。山本です。図の見方について教えていただきたいのですが、診断カルテの(A)(B)(C)というのは、諮問書の平面図での①とか②とかになりますか？それから×が付いているのは、何ですか。

事務局

はい、すみません。山本先生の今の御質問、こちらのすみません説明が不足している部分がありまして、諮問の資料での指定範囲の解除の図でいきますと、①が樹木診断カルテの(A)です。②が診断カルテのBです。診断カルテのCは、この指定範囲の外に出ている、④にある赤い点です。以上が診断カルテ(A)(B)(C)となっております。今回の指定範囲解除検討範囲の近くにある松を、今回個別に状況調査をしていただいております。

委員

ちなみに×がついているものは何ですか。

事務局

×がついているのは既に伐採をしている木です。この図にはありませんが実際に現地には、樹幹注入している松がございます。そちらについては現地で確認をしていただけたらと思います。

委員

よろしいですか。指定範囲で赤い丸と緑の丸の違いについてご説明お願いします。

事務局

赤い丸はおそらく指定範囲当時ではなく、その後に種が飛んで、少し樹幹が大きくなったので樹幹注入を始めたということかと思われます。ただ①・②については、おそらく樹齢のある大きな木なので、これは以前からある木だと思われます。小さくたくさん群生しているほうの赤い丸は恐らく途中から、発生したものではないかと思えます。

田畑会長

ありがとうございました。ほかに委員の皆様からご質問はございますか。

戸坂樹木医

(A)(B)(C)の大きい木は、僕らの推測では江戸時代に植えられた木だと思われます。江戸時代の享和か寛延かの時代で、200年から300年という樹齢だろうと思います。昔、農作物が海風で上手く育たないことから、防風や防砂として砂を防ぐために、先人が植えてきたのだろうと思われます。はっきりした樹齢は分かりませんが、おおよそ200年から250年ということが推測されます。

委員

指定範囲解除の図面で、これまで指定範囲に入っていない青丸とか赤丸とかは、公園整備の計画の中で範囲外であるから、切ってしまうとなるのですか。指定範囲を解除する代わりに、先ほど述べました現在指定範囲に含まれていない部分を指定範囲として増やすという選択肢はないのでしょうか。

事務局

仰っていただいた御意見が出るのではないかなと思っておりました。実際、この後に現地を見ていただきますが樹幹が大きなものの中にはございまして、指定範囲から外れていて法規制がないということで、伐採しても良いのかということももちろん議論にはなろうかと考えておりました。ただ、今のこの現状では何も規制はない範囲にある松ですので、どうしても計画、設計をこれから進めていく所管課に説明するに当たっては、現状ではここは範囲に入っていないので関係ないと言われてしまうとそうになってしまうかもしれません。ですが今回の指定範囲解除の検討も進めますので、このタイミングで、樹木医もいらっやいますので、実際の現地を見ていただいて、御意見を頂く中で、今後の進め方についても、議論をしていただきたいと思います。視察から戻ってから御意見頂ければと思っております。

戸坂樹木医

今のご意見は非常に大切なことだと思います。松枯れというのは、マツノザイセンチュウ、マツノマダラカミキリなどが飛び交って感染していくわけです。ですから、小さい木に樹幹注入しないとそれが枯れてしまって、その虫がそこで繁茂して隣の木に感染していくこともあります。そのためこの地区の全部を管理する方が良いのです。極端に言えば国道挟んで向こうのお寺か何かの沿道にある大きな松も管理できると1番良いことは良いです。ですが予算の中で、これは枯らしてはいけない、これは大事な木であると、Aランク・Bランク・Cランク・Dランクとランクをつけてですね、もうCランクについては捨てるという考え方を持つわけです。ですから今後山陽小野田市さんがどういう管理手法をとるかというのは、予算次第だろうと思っております。

田畑会長

ありがとうございました。では私からよろしいですかね。指定範囲外の松についても同じように管理している、樹幹注入して管理されているということでよろしいのでしょうか。

事務局

指定範囲外は現在グループを7グループに分けて、計画的に約20本から30本ずつ、樹幹注入をしていると、所管の部署から聞いております。

田畑会長

ありがとうございました。その他にご意見はありませんか。

委員

資料を見てみると、これから地区公園の整備計画が進んでいるということですが、公園が整備されていくわけですね。どのような公園が計画されているのか、その公園の整備によって、いわゆるこのクロマツなどの自然環境への悪影響と言いますか、どのようなことが考えられるかということはどうでしょうか。

事務局

はい、社会教育課の矢野と申します、よろしくお願いたします。公園の施設計画については、まずテーマとしてはスマイルエイジングパークということで、園内を散歩したり、大きな遊具があって遊べたりと、都市計画課を主に進めている公園になります。お配りしました、2枚目のA4縦カラーの資料があると思いますが、体育館の建て替えを予定しておりまして、案1の方は、松原の東側の南に赤い印の場所に体育館を建てるという計画を一案としては持っています。案2としては、現在の天文館の場所、指定範囲の中央部分すぐ南側に体育館を建てようとしている案があります。こちらについても案の中で積極的な議

論が行われている中に、申し訳ございませんが社会教育課は参加することが出来ておりません。この2か所のどちらかに体育館を建てることについては、おそらくかなりの松原に影響が出る場所であると思っております。このあたりは私、個人としては避けたいと非常に思っております。こちらに建てることについての影響についても、確認させていただきたいと考えているところであります。今の計画では令和6年7年で実施計画を作成いたしまして、令和8年から解体、整備に入るとのことでございます。なるべく守っていくということからも、しっかりと御協議頂いて、守るべき範囲についてしっかりと伝えて参りたいと考えております。少しお答えになっていないかもしれませんが、このように予定をしております。

委員

この糸根のクロマツは、自然的にも素晴らしいものであり、さらに歴史的な価値もあります。自然、歴史にわたる素晴らしいものであるということを考えますと、当然こうした公園開発の前に、いわゆる環境アセスメントが行われるべきものではないかなと思います。それについてはどうでしょうか。

事務局

申し訳ありません。そのことについては承知しておりません。申し訳ございません。

委員

部署としては、どこが公園整備について担当しているのですか。

事務局

整備は都市計画課ですね。

委員

都市計画課が公園整備を担当されている。何も無い所なら良いですが、いわゆるすばらしい遺産があるので、そうした影響については実際に開発した結果ではなく、事前にしっかりと評価・調査することは当然必要なことではないかなと思います。開発した結果、せっきくの松原がかなりの悪影響によってさらに悪化していくとなると、良くないことです。事前の評価を、社会教育課と都市計画課を交えて、連携の会議を行って頂いて、総合的な観点から見ていただいたらどうかと私としては思っています。計画の議論の中に社会教育課が入っていないのはどうしてでしょうか。

事務局

今現時点では入っていないということではないのですが、地域住民とのワークショップを中心に、公園の在り方について基本設計という段階までは進めているところであります。先ほど申しましたとおり、令和6年7年で順調にいけば、実施設計として実際にどこに何を建てる、どういったものを作っていくかというところの設計業務に入っております。その中では、御意見頂いたことを肝に銘じて、社会教育課として、文化財を守るべき立場として、積極的に議論には参加していきたいと思っております。

委員

先ほど事務局から体育館の件も1案2案と言っておられました。ただ両方ともやはりちょっと文化財に影響が出るのではないかということでしたので、第3案というようなこともお考えになっておられるかどうか、あるいはそういうことも可能なかどうかを含めてお聞きいたします。

事務局

今この第1案2案というのが地域とのワークショップの中で、配置図の案として出たものでございます。私がこの4月から異動してきたので、なかなかその前の議論には参加できておりませんでした。先程申したとおり1案2案ではかなり大きな影響が出るというふうに思っておりますので、第3案というところについては社会教育課としてしっかりと意見として述べていきたいなと思っております。私自身としては、エントランスに入られて正面からこの建物にかけての位置に体育館を建て替えると、あまり影響は無いのではないかと正直思っているところです。また、しっかりと議論して第3案として新設になればいいなと思っております。

委員

はい、失礼します。先ほど樹木医のご専門の方からこの松の樹齢が200年、250年というお言葉がありました。私も文書館で常日頃から古い古地図を見ておりますが、地下上申絵図という江戸時代中期の絵図にも立派な松原が出ています。それから和泉式部については伝説の阿子寝の松原としても出てきます。古く、歴史的にも価値あるものとしての面として、一本一本というよりもこれ全体の松原を残す努力しないといけないと思うので、計画の策定のときに反映していただければと思います。以上です。

田畑会長

よろしいですかね。様々な御意見ありがとうございました。早速、現地を見て、ご確認をしたほうがいいのかと思いますので、皆さんに現地視察をお願いしております。移動をお願いします。

現地視察

田畑会長

はい、皆様お疲れ様でした。実際に現地見ていただいて、いろんな御意見があるかと思えます。まず戸坂様から総括的な御意見を頂いたあと、皆様から御意見を頂戴したいと思えます。

戸坂樹木医

見ていただきました、この公園は松が主体です。これからの計画にあたっては、公園という空間の中に人がいるとき、その人がどう感じるかというところであると思えます。これから開発されて、遊具などによって色々な支障が出ることや、体育館が建って支障が出たりすることもあるかもしれません。ですが公園の意義ということを我々も考えなければならないので、子供たちがエンjoyするだけの公園をつくるのか、バーベキューなどで楽しみながら過ごす公園が良いのか、あるいは人が公園に来て癒しとか安らぎを感じて精神的に落ちついて明日への鋭気を養う公園をつくるのか、そうした点について皆様方も考える一つだと思います。僕は今回のように皆さんがどういった公園をつくろうか、そして樹木も大事にしていかなければならないという会議開かれたということは、木を大事にしていくという仕事をしている者として非常に良いことだと思っております。僕らも色々落胆することがあり、道路の拡張で昔からある木を伐採したり、邪魔になるからと伐採したりすることが往々にしてあるような中で、今回こうした会議は開かれるということは、非常に素晴らしいことであると思っております。以上です。

田畑会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様にも、意見やご質問などお願いしたいと思います。

委員

諮問についての意見として、一部解除するならば面積が変わらないとは言わないまでも振り替れたら

と思います。範囲指定についてどういった手続きが必要なのか分かりませんが、実際に松もあることなので、変更前変更後で解除した部分を取り戻せるような、変更の仕方を検討してください。

田畑会長

今の御意見は、排除されるから指定範囲を継ぎ足してということですか。

委員

そのままということではなく、形だけでも木があるところは指定範囲にという方向はどうでしょうか。

田畑会長

ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。

委員

糸根の松原が指定された平成 2 年の資料を見ると、瀬戸内の白砂青松という大変すばらしい言葉も残っております。あくまでもこの松原の松というのは、歴史的な景観の一部ということであろうかと思えます。静岡県旧東海道あたりで、すばらしい松並木がいまだに残っているところがあり、すごいなあと思ってテレビで見たこともあります。山口県にもまさに、我々の地元にもこうしたすばらしいものがありますので、本当に残すということと、歴史的な景観という位置づけを念頭に置いた上で、ただ松を残せばよいということではないと思います。その点もやはりしっかり議論をしていただいて、残していただけたらと思います。残すということになった場合、実例として川棚のクスの森というものがあります。どうなったかということは皆様方御存知ではないかと思いますが、おそらく良い木を傾けず残す方向であったのが、あのようになったのだと思います。やはり専門の方等の御意見等を本当に十分酌み取っていただいて、同じような状況にならないように、歴史的な一景観ということで、ぜひこの大事な松原を残していただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

田畑会長

ありがとうございました。他に何かありませんか。

委員

改めて松を見てすごいなって思いました。松原を残すときに、他に日本で有名な松原があるところで、今ある松だけではなく、例えば植えていくような取組などを行っているところはあるのでしょうか。例えば、この糸根の松原でも、小学生等と一緒に植えて、60年70年後にあれはおじいちゃんが植えたものだよと育てていくような取組があれば、面白い取組かなと思いました。以上です。

田畑会長

今のご質問について事務局から何かありますか。

事務局

御意見ありがとうございます。松を植えていく取組ということで、すごく良いと思うのですが、自然的に伸びてきている松が、どうも枯れ老いていくというか、枯れる一方という感じが結構あります。戸坂様にお伺いしたいのですが、新しく育つのはなかなか難しいのでしょうか。

戸坂樹木医

松を植えていくという事業は、山口県でも多くあります。ですが、一生懸命植えたとしても、その後の管理が追い付かず、非常にうまくいかないことがあります。今ですね、各市町村に最低1人ぐらい樹木医が就くことができるように、お願いをしているところですが、なかなか叶わず、苦勞しております。樹木医さんがいて、松を管理したりなどの取り組みをしているところは、うまくいっているのではないかと思います。先ほど、委員さんの言われたように、川棚のクスノキというものがあります。クスノキが大変傷んでおり、どうしていくのかということについて文化庁とも協議などもしました。そこに公園をつくって、現状変更になって非常に樹勢が大きく落ちて枯れそうになっていました。僕らも色々なことを何年か取り組んで、ようやく元気になりつつあります。最近観察できたところも元気になっていっています。ですから、現状を変更するということは、やっぱりよく気をつけていないと、いろいろな支障はあることは言えると思います。

田畑会長

ありがとうございました。他に委員の方から何かありますか。

私も現地を拝見して、やはりこう解除検討範囲をお示し頂きましたけども、解除されるにしても、松の根の範囲について、もう少し詳細に検討していく必要があるのではないかと感じました。また仮に今後整備されていくに当たって、現状で分断されてしまっているわけですが、東西の残った指定範囲の景観の草案に十分な配慮が必要ではないかと思えます。また、体育館等の建物がどこに建つか決まっていないわけですが、この指定範囲周辺の工事に当たっては、やはり松の根が傷まないように戸坂様からも御指摘ありましたように立ち会っていただくなどして、十分な配慮が必要であると感じております。それでは、文化財審議会の諮問について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、ありがとうございます。先ほど現地を見て、より現状がお分かり頂けたと思います。その中でこの一部解除という、諮問させていただくことが難しい部分もあるかもしれませんが、ここでなぜこれを行うのかと言いますと、やはり住民の方からのワークショップの意見も頂きながら、この糸根の松原を保護していくのはもう当然のことで、地元の方こそ愛着を持っていらっしゃると思います。その松原を残しながらも、新しい公園を利用していくためには、利用者さんが利用しやすいような、皆さんに足を運んで頂きやすいような公園の設定をしていくことも、やはり重要なことであると思えます。その点を改めてこの諮問の中でも述べさせていただいておりますが、糸根の松原との共生が今回の公園整備にはとても必要なことになってくると思っております。一概に全部残す当然それが良いとは思いますが、先ほどお伝えした使いやすさというところも少し鑑みながら、今回のこの諮問をさせていただけたらと思います。そこで諮問の内容になりますが、7番の市指定文化財指定範囲の一部解除について読み上げさせていただきます。糸根地区公園の整備に伴い、開発予定範囲が糸根の松原の市指定範囲に含まれる計画となっている。これを機に、市指定文化財の範囲を見直すことで、新しく整備される公園と糸根の松原が共生でき、多くの市民が利用しやすい公園になるとともに、糸根の松原に触れる機会が増え、文化財保護への理解も深まることが期待をされる。指定範囲の検討をする中で、この度、樹木医へ現地調査を依頼し、松の生育状況や周辺環境等、専門的立場からの意見を聴取した。その資料をもとに、指定範囲の一部解除を検討する趣旨で、文化財審議会へ諮問する。という内容でございます。よろしくお願ひいたします。

田畑会長

ありがとうございました。諮問について説明していただきました。この内容について委員の皆さんからご意見がありましたらお願ひいたします。

委員

これまでですね、委員の方々がいろいろ言われましたが、そういった御意見が全てこの文章の中には反映されておりますので、特に最初のパラグラフですね。新しく整備される公園と糸根の松原が共生できるということ、そして同時に多くの市民が利用しやすい公園であるということ。それが周り糸根の松原をつなげる機会が増え、文化財保護への理解を深まると、本当に網羅的に全ての大切な文言が入っておりますので、私はこの文章すごく練られていい文章だろうと思います。私はこれで結構です。

田畑会長

ありがとうございました。他の委員の皆様いかがでしょうか。

戸坂樹木医

今、共生という言葉をおっしゃっていただきました。松が生きていくには土壌中の微生物、菌根菌とか松露菌などがあり、そういう菌と一緒に生きているので、その菌を大事にしていけないといけないのです。今、宇部の東岐波の方で管理しているのですが、菌根菌とか松露菌とかを、活性化するように松露というキノコが発生するようにしております。松茸は赤松で、黒松は松露といって小さいキノコが出てきます。そういうのが発生してくると、いろいろ共生していると、土壌中の微生物が共生して松が元気になるということですね。我々人間もこの松林で鋭気を頂くとか元気を頂くということになると、人間と松が共生しているということになるのです。だから、ただバーベキューをして楽しむということも大事ですが、それは松原と一緒に生きているかと考えた時、少し共生とはなかなか言えないのではないかと思います。その辺を皆さんで考えていただければ、非常に歴史あるこの公園が良くなっていくのではないかと思います。いい文章だと思います。

田畑会長

ありがとうございました。他に意見はありますでしょうか。

委員

先程、面積を振り替えてもらうということが入っていないので僕としてはこのままの文章じゃあ承認しかねます。言葉はとても良いのですが、文言が悪いとは言っていないですが、言葉だけでは信用できないと思います。12,000㎡が10,000㎡になるのではなく、同じではなくても良いので、振り替えた結果として、こうした形で収まったということも必要だと思います。

田畑会長

はい。ご意見ありがとうございました。皆さんからたくさんの御意見をいただきましたように、やはりこの松林を市民の皆様とともに共生し、次の世代にちゃんと大切に伝えていくような形で、ぜひ公園整備と文化財保護との両立を図っていただきたいと思います。時間の関係でもありますので、糸根の松原の指定範囲については、次回の来年度になりますが、文化財審議会で答申を行う予定になります。今日頂きました様々な御意見を元に、答申案については事務局で取りまとめていただき、委員の皆様にご答申案として、お諮りをいたします。事務局からですね、来年1月中をめどに答申案をお諮りする予定と伺っております。皆さんお忙しいところ、恐縮ですが、本日の意見も踏まえた意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

続きまして10月5日に第2回浜五挺唐樋保存活用計画策定委員会が開催されまして、12月26日に

は文化庁調査官を招聘し、様々な御意見を頂かれたとのことです。本日は時間の都合上ですね、主だった修正点を中心に、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

ここまでの議論ありがとうございます。一応終了時刻を3時としておりますので、すごく駆け足になりますが、皆様の御手元にお配りしております資料をもとに、簡単ではございますが御説明をいたします。まず大きく第2回策定委員会と文化庁の調査官が来られた際に頂いた意見でまとまった部分を御説明いたします。

39ページの第4章の史跡の本質的価値を御覧ください。こちらの赤字で示しております箇所がかなり大幅に修正をかけているところです。今回の本質的価値の部分は、歴史的な資料をもとに、この度学芸員が翻刻をしまして、指定時の本質的価値に補完をするような価値ができた、新たにということではなく、確実にした確定されたというような内容での本質的価値をお示しております。第1節が指定時の本質的価値、第2節で今回の文献調査により新たに分かったことを挙げております。それらを踏まえて、40ページの第3節で史跡の本質的価値としてこちらに二つ挙げております。1点目が、近世の周防灘における萩藩による開作の実態を示す貴重な遺跡である。この部分に補完するものとして、今回新たに文献資料普請要録に収められた図面を解説したところ、現在の浜五挺唐樋の実寸サイズとほぼ変わらない、当時のままだが残っているということが明らかになりました。また当時の村による管理が行われておりましたが、村役人を務める家からの献納があったなど、当時の地域社会と浜五挺唐樋の関係が明らかになっております。2番目として切石積による精緻な構造が当時の土木技術の高さをよく示しているというところに、今回の新たな調査成果としまして、五双樋と示されるように、湾側と遊水地側の両側に樋門を設け、その間を盛土し、堤体を築く構造形式、五挺(五双樋)という形状が山口県内の開作地で初めての事例であったということが調査成果としてあらわれましたので、今回の本質的価値の裏づけとなっております。ここが改めて本質的価値の部分で加わった内容でございます。

それに沿って、そのあとの章立ての中では構成要素を定めておまして、44ページの構成要素の特定というところで、史跡の指定地内と指定地周辺とその他という区分に分けて、それぞれ本質的価値を構成する諸要素、また価値補完する諸要素、その他の諸要素ということで、今まで明らかになっておりませんでしたこういった諸要素を一つの表にまとめて、今後の保存管理や整備に向けての土台となる部分をまとめさせていただいております。それらの諸要素を全て、後半にそれぞれ写真と位置図をつけて示させていただいております。かなり細かく、写真で紹介をしておりますので、説明しなくても皆様お分かり頂けるのではないかと思います。

続きまして58ページの第5章、基本理念と基本方針のところですが、こちらについては変わる予定もありませんが、大きく2番目に調査というものを挙げておまして、今回の策定に当たり、歴史的な資料の調査はしておりますが、考古学的な調査や現地での調査を全くできておりません。そういった現地調査を含めて、新たな価値の顕在化を進めていく必要があるというところを、今回の基本理念で上げさせていただいております。

後半につきましては、章立ての中で、60ページの調査、ここで様々な調査内容をこれから進めていくというもので上げています。63ページでは、第7章保存管理、これが先ほどの構成要素に基づいた保存管理をどのように進めていくかということを個別に挙げております。

そこまでが一応第2回の保存管理のこれらですね、第2回の策定委員会でお諮りした内容となっております。この後に引き続き活用、整備、運営体制など、まだ後半の章立てがございまして、こちらは第3回の12月の策定委員会で最終的に素案がまとまる予定となっております。今年度中にこの素案が完成し、来年度の当初には文化庁の承認を頂く予定で今準備を進めているところでございます。すみません、

大変駆け足で申し訳ございません。こうした流れで御報告をさせていただきます。

田畑会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様より、御質問ありましたらお願いいたします。

委員

質問ではありませんが、南蛮樋と唐樋の違いについて私なりに調べてきました。南蛮という記録が発見されたのは、発明されたのは、1840年のことと宇部市のホームページに出ています。宇部の炭鉱で聞かれてもそのような歴史をたどっています。もう一つ南蛮音頭という歌ができたのは調べると昭和4年と出ていました。南蛮車と書いて、この地域では「なんば」と呼びすごく皆さん親しみを持っていますが、時代の新しいものではないかと思えます。今回調査された普請要録とその年代と比べて、そこに出ている南蛮樋は宇部の南蛮車から取った南蛮と説明がありますが、名田島新開作南蛮樋と比べると、ある学者がそうした意見をされているみたいですが、それは少し考えないといけないかなと思えます。南蛮樋と書いてあるように戸板が招き戸になっていたりするという、構造が異なる部分もありますが、僕が土木的に考えた南蛮樋と唐樋の違いとは、暗渠です。暗渠というのは土手の中に埋められた溝です。暗渠とは逆に上が開いた水路を開渠、明渠とも言います。この違いが排水路の大きな違いです。それを南蛮樋と唐樋と言うふうに分けて表示しているのではないかと考えます。それは名田島の図面に出ているものは南蛮樋と唐樋の石唐樋というふうに書いてありますが、これは戸が上に巻き上げ方式になっていますが、南蛮樋と書いてあるところは水路の上が開いた状態で橋が架かっています。それと石唐樋と書いてあるものは、埋もれた中の水路で、暗渠と言います。その違いをもって南蛮樋と唐樋の違いが出てくるのではないかと思えます。そうすれば唐樋であっても、前が招き戸、後ろにはめ込み式の戸があっても別に唐樋と呼んでもおかしくはないということになります。

もう一点、五双樋という双についてです。僕も国語ができなかったのですが、双と聞いて思い浮かぶのは胴が二つある船を双胴船、あるいは双眼鏡と言えば筒が2本ある、このように双という字には並んでいる、五双と言うと5つ並んでいると考えて、双の字を読むとまた違ってくるのではないかと思えます。また双という字は両方という意味がありますので、前後ということで前後の門があると捉えてもおかしくはないと思えます。双の字の捉え方がどうなのだろうとちょっと思いました。

南蛮樋という言葉が過去の文献に載っているかと言うのか。石工の調査を見ると、石工の名前が出てきます。石工が南蛮樋を初めて石で作ったという記述がでてきます。それまでは木造製だったのを石で作るとい、瀬戸内地方は石材が豊富だったということもあり、そういう土木技術で南蛮樋とか唐樋とかが石で造ったものを木造から変わってきました。時代的に言えば戦国時代、石積み、ただの自然石を積んだ石垣の石積みから、切り石を積んだ城壁に変わってきました。変わってきたのは良いですが、戦国が終わった途端に石積みの仕事が無くなって、それこそ平和事業ではないですが、干拓事業などに石工の仕事の矛先が向いたということではないかと思えます。50センチ角、長さ2メートル60センチの真っ直ぐに形成された石が、五挺唐樋の土手の下に並んでいるんです。地表にでませんけど、全部取り出してみると、すごい量です。そういう技術の高さがこの五挺唐樋の価値だと思います。

田畑会長

貴重なご意見をありがとうございました。種々ありましたけど事務局の方からよろしくお願いいたします。

事務局

瀬口委員ありがとうございます。また改めてしっかりお話を聞かせていただけたらと思っております。あ

りがとうございます。

田畑会長

時間がありませんので先に進めたいと思います。今回、文献調査によって史跡の本質的価値に追加されるべき発展があったということが 1 番大きな成果であると思いました。また今、瀬口委員の質問に関連ことですが、やはり実際現地では文献に記録されていないようなものはまだまだたくさんあるのではないかと思います。今御指摘あったように、今回特に学術的な調査や自然科学的な調査、が必要になるのだらうなというふうに感じました。ありがとうございました。では次第その他に入ります。事務局からお願いいたします。

歴史民俗資料館館長

はい。歴史民俗資料館の若山です。皆さんおつかれさまでした。資料館でチラシをお配りしました、最初に藤山部長からも申しましたとおり、現在企画展古文書に見る惣社八幡宮というものを開催しております。たくさんの方に来ていただいて、いろいろ紹介しているわけですが神社の八幡宮の勧請の由来には源頼朝とか後鳥羽院とか、それから大内とか毛利元就から社領を39石もらったとか、いろいろとそういった一般の方が見ても分かるような、楽しめるようなものもたくさん出しております。お時間ありましたらぜひお立ち寄りください。よろしく申し上げます。

田畑会長

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。それでは以上で議事は全て終わりました。ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

事務局

田畑会長ありがとうございました。今年度の文化財審議会はこれで最後になります。来年度は任期2年目となりますので引き続き、委員の皆様には御審議のほどよろしくお願いいたします。次回はこの本日諮問させていただきましたものの回答を頂くようになっております。また事前にいろいろとこちらからも投げかけさせていただきますので、どうぞお忙しい中、大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。本日は以上の議事は全てこれで終了となりますので、以上で文化財審議会を閉じさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。